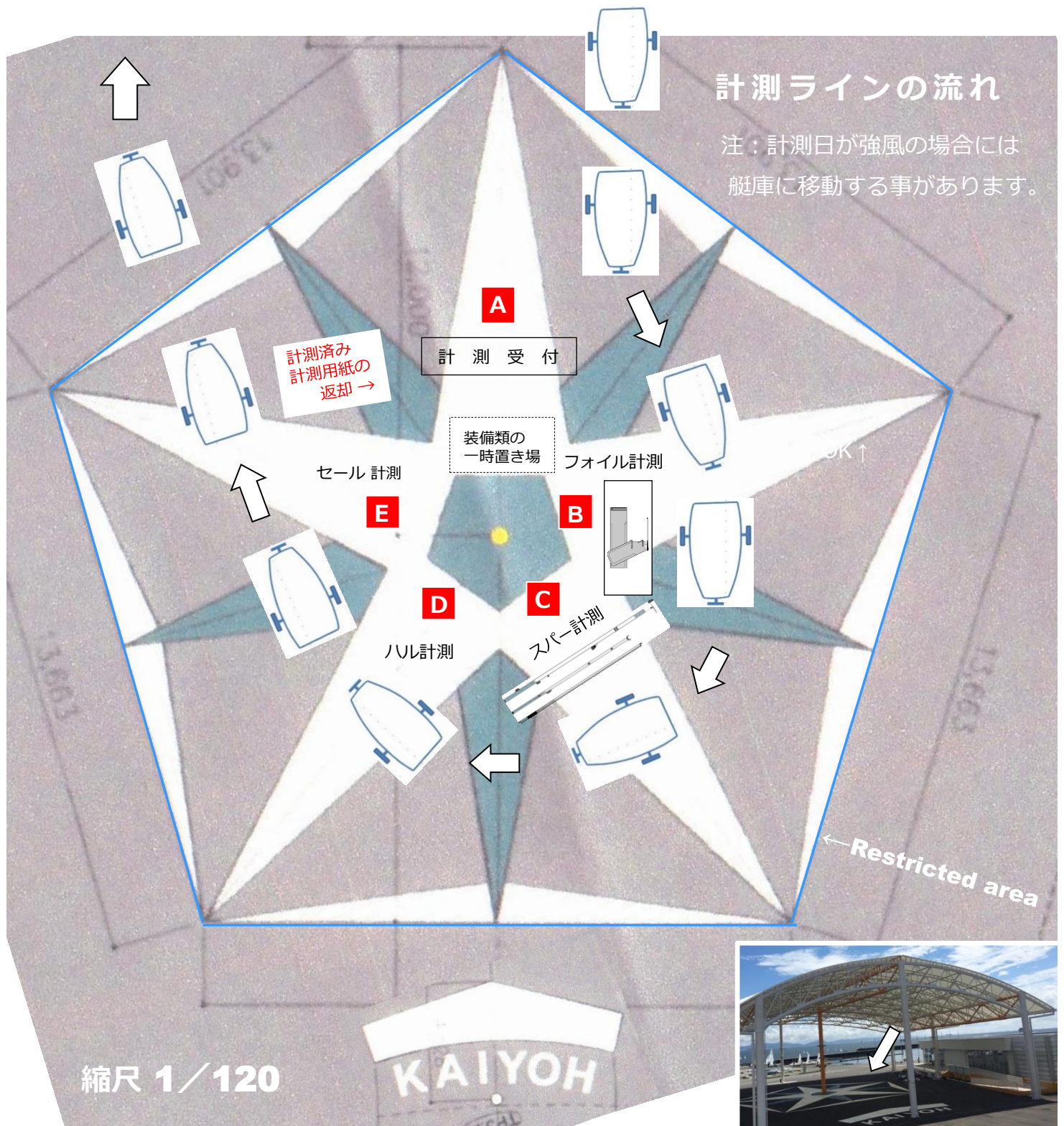


JODAナショナルチーム 最終選考会 2020 海陽

計測指示書



1. 規則 セーリング競技規則/セーリング装備規則 2017-2020、国際OP級クラス規則 2019
2. 一般要件 日本OP協会 および主催者によって任命された計測員は大会計測に対し責任を持つものとする。
 装備の検査が 計測員の要求を満たした時、艇は 競技する資格がある。
3. レース前計測
 - 3.1.(a) 原則として 選手、コーチ、監督 以外は、計測場に入場しない。
 - 3.1.(b) 選手の欠場に理由がある場合には、責任ある代理人が 選手を代行する事ができる。



3.2 計測受付: ステーション A

- 3.2.(a) ①大会計測用紙、②レジストブック（計測証明書7種類）を提出すること。
- 3.2.(b) 実際にレースで使用する装備品の計測証明書だけを（付箋を付けるなどして）用意すること。
- 3.2.(c) ライフジャケットの検査を行うので各自が持参すること。

3.3 フォイル: ステーション B

- 3.3.(a) シリアルNo.の一致
- 3.3.(b) ダガーボードにハンドルと認められるローブがついていないか？

3.4 スパー: ステーション C

- 3.4.(a) シリアルNo.の一致
- 3.4.(b) マスト = カラーバンドはハッキリと記されているか？
- 3.4.(c) ブーム = バングローブの長さが、艀装した状態でブームまで届かないこと。

3.5 ハル: ステーション D

- 3.5.(a) プラークNo.の一致
- 3.5.(b) ハルは広告規程に適合していること。（WS規程 20.3.3 および クラス規則 2.8）
 - ハルの前方40%に本大会に関係のないスポンサー広告があれば剥がさねばならない。
- 3.5.(c) – 1 2019年全日本（鹿児島）に使用したハルは重量計測を免除し、それ以外は重量を実測する。
 - 2 従って上記の免除艇は海上練習後のハルが濡れた状態でも計測を行う事ができる。
 - 3 2019年全日本以降の新艇または'19全日本で使用しなかったハルは乾燥状態であること。

3.6 セール: ステーション E

- 3.6.(a) セールラベル/ボタン No.の一致
- 3.6.(b) デジタル国籍文字/ナンバーは、基本的に認められないが、特例として2016年8月14日以前に新品またはセールNo.変更として計測されたセールの使用は認めれる。2016年8月15日以降に計測されたデジタル表記のセールは認められない。



3.7 計測完了: ステーション A

- 3.7.(a) 計測が完了したら計測用紙に計測員のサインがある事を確認して受付へ提出すること。
- 3.7.(b) 計測場を退場する前に、各装備品に大会ステッカーが貼られている事を確認すること。
- 3.7.(c) もしも大会中にステッカーが剥がれた場合は、テクニカル委員会に申し出て、代りのステッカーを貼ること。

4. 海上計測（レース直後の計測）

フィニッシュ直後に着順 10位 までの中から3艇を検査する。各レースで上位10位までにフィニッシュした艇は、フィニッシュ後すみやかにフィニッシュ・ラインのスターボード側に位置する計測艇に向かわなければならない。海上計測を受けるまで、艇にいかなる調整もしてはならない。【SI 19 参照】

5. ライフジャケットについて

クラス規則 4.2 (a) 『ヘルムスマンは少なくとも ISO 12402-5 (レベル 50) または 同等基準 の個人用浮揚用具を着用すること。』を順守すること。

標準ペナルティ (SP) 方式 **Draft**

『レース委員会/テクニカル委員会が 審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則』
SI 13.1 および下記のクラス規則違反があった場合には、その日のレース終了後、直ちに違反内容を公式掲示して成績にペナルティを加点する。競技者はこの掲示を見て 違反内容等を不服とする場合には 抗議の締切りまたは救済要求の締切り時間までに、救済の要求書を プロテスト委員会に提出することができる。 ペナルティは参加艇数の%による「得点ペナルティ」とし、規則44.3(c)に記載されたとおりに計算される。

1. 小程度のペナルティ 5% と同等のペナルティ

2. 中程度のペナルティ 10% と同等のペナルティ (違反があったレースに課す)

- 2.1 あか汲みが ハルレに取り付けられていなかった (CR 4.3(a))
- 2.2 パドルが ハルレに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- 2.3 ダガー ボードがハルレに取り付けられていなかった (CR 3.3.4)
- 2.4 もやいロープが マストステップ/マストスウォートに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- 2.5 笛が 個人用浮揚用具に取り付けられていなかった (CR 4.2)
- 2.6 1本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 2.7 2本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 2.8 セールタイ (ガラミ) 1本が 偶然に無くなっていた (CR 6.6.3.4)
- 2.9 ブーム張り索とブームとの間隔が100mmを超えていた (CR 3.5.3.8)
- 2.10 セールのバンドが マストの2本のバンド内側から 2mm以内 外れている (CR 3.5.2.7)

3. 重大なペナルティ 30% と同等のペナルティ (違反があったレースに課す)

- 3.1 あか汲み、パドル や もやいロープが艇に積んでいなかった (CR 4.3)
- 3.2 笛が無かった (CR 4.2)
- 3.3 ハルレにマストを付けるための ラニヤード、ロック装置 や他の仕組みがない (CR 3.5.2.11)
- 3.4 セールのバンドが マストの2本のバンド内側から 2.1mm以上外れている (CR 3.5.2.7)
- 3.5 2本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 3.6 3本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 3.7 スロート、タック、クリューのハトメの位置で 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 3.8 中程度のペナルティが繰り返された

※ **上記以上に重大な違反** レース委員会/テクニカル委員会からの抗議の対象となる。

- (a) -- 計測で検査されていない装備品の使用
- (b) -- 承認されていない艀装品の使用
- (c) - 3. の重大なクラス規則違反を繰り返した

※ ※ その他のSI違反、クラス規則違反についてもレース委員会/テクニカル委員会からの抗議の対象となる。